

ふるさと納税(三重県ふるさと応援寄附金)で『ふるさと三重』をさらに元気に!

ふるさと納税は、「ふるさとを応援したい」「ふるさとが良くなってほしい」という思いを、どなたでも寄附という形で表していただける制度です。皆さんからの寄附金は、防災対策や環境保全、公共施設への活用、三重県の未来を担う子どもたちのためなど、寄附された方が希望される事業に活用させていただきます。

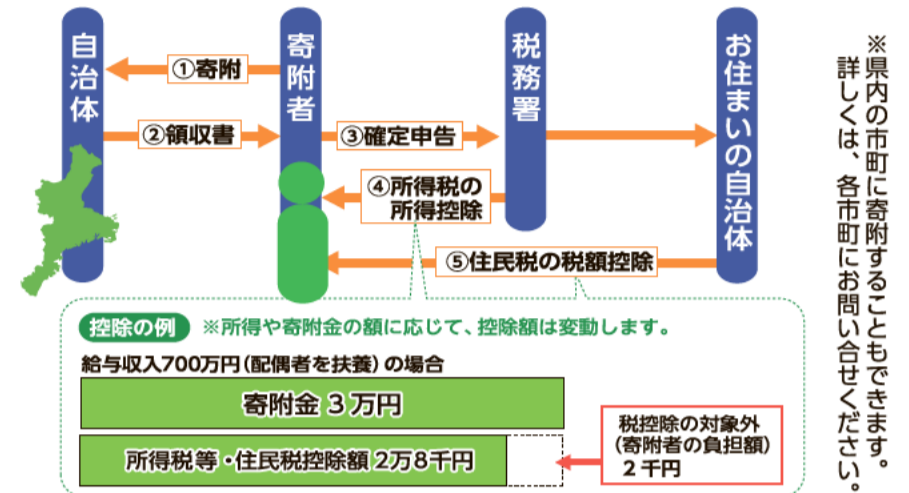
「今は都会に住んでいるけど、自分を育ててくれた『ふるさと三重』に貢献したい」「県外に住んでいるけど、三重県が大好き」という方が周りにいれば、ぜひ、このような制度があることをご紹介ください。皆さんからの『ふるさと三重』に対する応援、お待ちしております。

「ふるさと納税(三重県ふるさと応援寄附金)」活用事業

- 新生児ドクターカーの運営
- ジュニアアスリートの育成
- 交通安全施設の整備
- 三重県内の道路整備
- 熊野古道の保全
- 動物愛護の推進
- 国際交流の推進
- 中小企業の育成
- 犯罪抑止対策
- 防災対策
- 高校生・高等専門学校生向けの奨学金
- ふるさと三重との交流や移住の促進
- 特別支援学校における教材の充実
- 三重県観光キャンペーンの実施
- 公共土木施設の維持管理(修繕)
- 三重の農林水産を担う人づくり
- 三重県総合博物館の企画展示や調査研究活動等の充実
- 児童養護施設やひとり親家庭の子どもに対する学習支援
- 地球温暖化の防止やリサイクルの推進などの環境保全
- その他希望される活用先

※活用先を指定されない場合は、県で決定させていただきます。

ふるさと納税の流れ



「ふるさと納税(三重県ふるさと応援寄附金)」お申し込み等手順

① 寄附方法をお選びください。

インターネットにて申し込みの方

三重県ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)サイト

スマートフォン



携帯電話用



寄附方法

- ・クレジットカード
- ・コンビニ(店頭端末機)
- ・ペイジー(ネットバンキング)

申込書にて申し込みの方

郵送・ファクス等
ご連絡いただければ申込書を送付させていただきます。

寄附方法

- ・納付書(申込後に県から郵送)
- ・三重県指定金融機関等

② 寄附金の活用を希望する事業をお選びください。

③ 寄附後は領収書等を保管し、税務署で確定申告をしてください

寄附申し込み
問い合わせ先

総務部 税務・債権管理課

TEL : 059-224-2127 FAX : 059-224-4321 E-mail : zeimu@pref.mie.jp

http://www.pref.mie.lg.jp/FURUSATO/

三重県 ふるさと納税

検索

平成26年4月1日からスタート!

みえ森と緑の県民税

森林は土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止など、私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っています。しかし、山村地域の過疎化等により荒廃した森林が増えており、近年の異常気象の増加も考え合わせると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられます。

このようなことから、三重県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」をスタートすることになりました。

納めていただいた税金を活用して、土砂や流木を出さない森林づくりを県が主に進め、荒廃した里山の再生、子どもたちへの森林環境教育や、公共建築物等の木造・木質化などを市町が地域の実情に応じて進めていきます。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

「みえ森と緑の県民税」は、県民税均等割に上乗せして納めていただきます。

個人

平成26年度分から課税

- 1月1日現在で県内に住所がある方
- 1月1日現在で県内に家屋敷等を有する方

税額(年):1,000円

※前年の合計所得金額が一定の金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

法人

平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から課税

- 県内に事務所等を有する法人等

税額(年):2,000円~80,000円
(県民税均等割額の10%相当額)

※施行後おおむね5年ごとに見直しを行います。

個人の県民税と市町村民税は、納税者の方に便利なように、市町が個人の県民税もあわせて課税し、納めていただく制度になっています。

個人の県民税と市町村民税の均等割の税額表

区分	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
従来の税額	1,000円	3,000円	4,000円
臨時特例措置(平成26~35年度)	500円	500円	1,000円
みえ森と緑の県民税(平成26年度~)	1,000円	—	1,000円
合計	2,500円	3,500円	6,000円

東日本大震災を教訓に、各地方公共団体が緊急に実施する防災施策の財源を確保するため、臨時特例措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、県民税と市町村民税の均等割の標準の税額がそれぞれ500円、あわせて1,000円引き上げられます。

「みえ森と緑の県民税」の使いみちに関することは
三重県農林水産部 みどり共生推進課 TEL 059-224-2513 FAX 059-224-2070
税のしくみに関することは
三重県総務部 税務・債権管理課 TEL 059-224-2127 FAX 059-224-4321

問い合わせ先

みえ森と緑

検索

消費税・地方消費税についてのお知らせ

1. 消費税率及び地方消費税率の引き上げ

消費者の皆様が支払う消費税の5%のうち1%は地方消費税です。地方消費税は、国税である消費税と同様に、国内での商品・製品の販売やサービスの提供などに対して課税される地方税です。消費税率及び地方消費税率が次のとおり引き上げられます。

	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日※
消費税・地方消費税	5.0%	8.0%	10.0%
うち消費税率(国税)	4.0%	6.3%	7.8%
うち地方消費税率(地方税)	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)

※経済状況が好転させることを条件として実施するため、税率(国・地方)の引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、税率(国・地方)の引上げの停止を含め所用の措置を講ずることとされています。

2. 消費税収入及び地方消費税収入の使途の明確化

消費税収入及び引上げ分の地方消費税収入(1.7%のうち0.7%)については、社会保障施策(年金、医療、介護、少子化等)に要する経費に充てられます。

消費税についてのお問い合わせは、最寄りの税務署まで。

ホームページ

「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」
http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm

消費税法 改正

検索

地方消費税についてのお問い合わせは、三重県総務部税収確保課(059-224-2128)まで。

ホームページ

「地方税法改正(地方消費税関係)のお知らせ」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000257092.pdf

総務省 地方消費税

検索

3. 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取り組み

消費税及び地方消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者の皆様にご負担いただくことを予定している税です。

政府では、消費税及び地方消費税の円滑かつ適正な転嫁のために、様々な転嫁対策を講じています。

消費税価格転嫁等総合相談センター(政府共通の相談窓口)

専用電話 0570-200-123

平日9時から17時まで(平成26年3月、4月は土曜日も受け付け) 通話料金はお住まいの地域に応じて料金がかかります。

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。
(http://www.tenkasoudan.go.jp)

■総合相談センターでは、次のような相談を受け付けています。

- 転嫁に関する問合せ
- 広告・宣伝に関する問合せ
- 消費税の総額表示に関する問合せ
- 便乗値上げに関する問合せ

※総合相談センターでは、上記の相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当官庁へ通知されることとなっています。